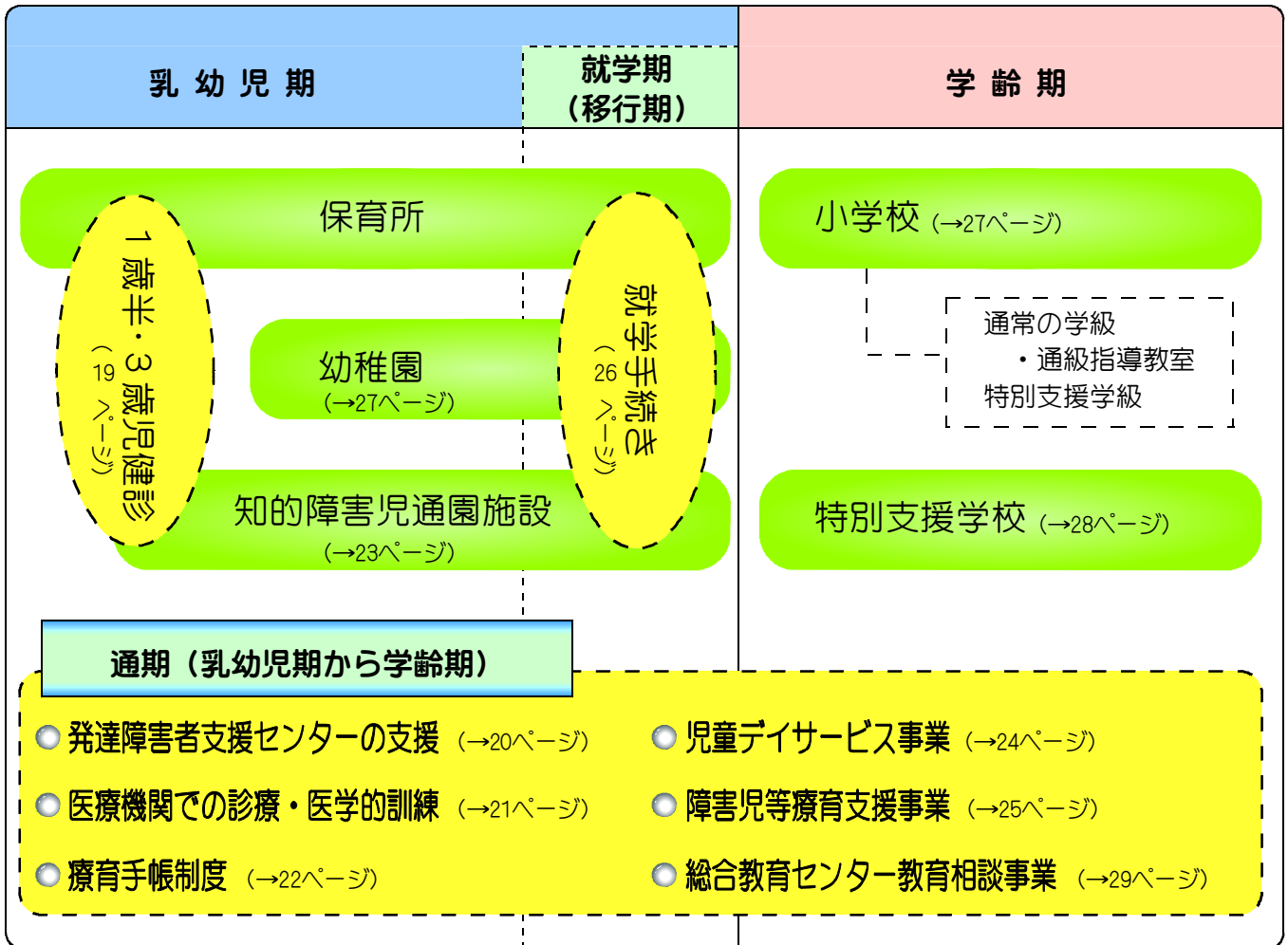


第2章 発達障害の早期発見・早期支援

◆ 乳幼児期から学齢期までの支援の流れ



◆ 各種相談先 (主な連絡先については、49ページ以降参照)

福祉 (行政)	発達障害者支援センター、 児童相談所、障害者相談支援センター、 精神保健福祉センター、県障害福祉課、 保健福祉局・総合県民局、 市町村 (障害福祉担当)	教育	幼稚園、小学校、特別支援学校、 総合教育センター、大学、 市町村教育委員会
福祉 (民間)	知的障害児通園施設、児童デイサービス事業所、 障害児等療育支援事業実施施設、 指定障害者相談支援事業所	保健	保健所、市町村 (母子保健担当)・保健センター
医療	病院	その他	団体・親の会



1歳6ヶ月健診・3歳児健診

乳幼児期

母子保健法に基づき、乳幼児期における子どもの疾病の早期発見及び心身の発育や発達を観察することを目的として健診を行います。
また、育児不安の解消や子育て支援の立場から保健指導を実施します。

- 心身の発育や発達について診察を行います。
 - ・ 身体学的な発育・発達の観察をします。
 - 身長、体重、胸囲等の身体計測、心雑音の有無や腹部の触診等で疾病の有無
 - 尿検査、歯科検査、筋緊張や座位・立位の姿勢、物のつかみ方や反射
 - ・ 心理学的な発達の観察をします。
 - 聴覚や言語、表情、生活面の状況
- 保健指導を実施します。
 - 育児や食生活（離乳食やおやつについて）、発育、発達、保育等について、育児不安の解消や子育て支援の立場から、保護者に対して育児上困っていること等について指導やアドバイスを実施します。



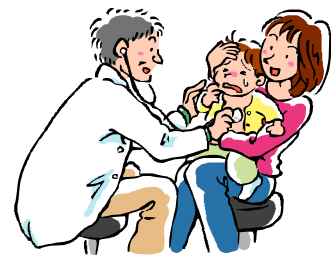
利用のヒント

- 住所地の市町村から、保護者宛に健診の案内があります。
- 保護者は事前に送られた問診票等の必要な書類に記入し、当日持参します。
- 健康保険証は必要ありませんが、母子健康手帳が必要です。母子健康手帳には、身長や体重等が記録されます。
- 原則、費用は無料です。

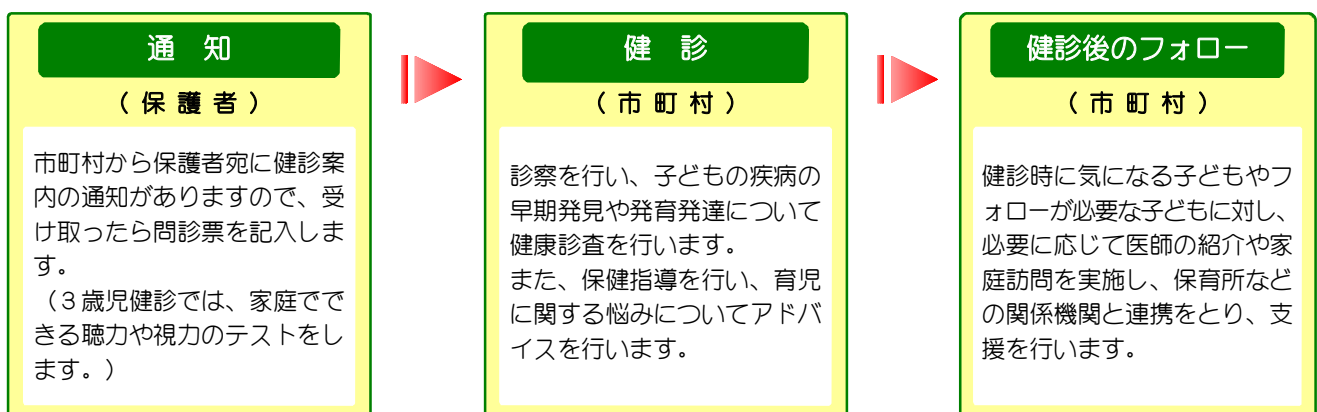


相談窓口

- 市町村（母子保健担当）（→50ページ）



フロー図（健診の流れ）





発達障害者支援センターの支援

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

発達障害のある（疑いのある）人やその家族に対する支援を総合的に行うための支援拠点です。

- 発達障害のある人（疑いのある人）やその家族、支援機関の職員などに対し、専門的な相談に応じ、アドバイスをしています。
- 相談に応じ、ご本人との関わり方・療育方法について、それぞれの状況に応じた発達支援や情報提供を行っています。
- 障害者職業センターなどの関係機関と連携を取りながら就労支援を行っています。
- 発達障害に関する啓発活動や研修会・講演会を行っています。



利用のヒント

- 医師の診断や障害者手帳（療育手帳など）がなくてもご相談いただけます。
- 専門スタッフが相談に応じます。まずはご相談ください。
(来所相談（予約制）、電話、メール、FAXによる相談があります。)

(よくある相談例)

- ・言葉や発達が遅れ気味で乳幼児健診で経過を見ましようと言われた。
- ・偏食や自分流のルールが強いなど、とても育てにくい。
- ・保育所や幼稚園で友達とうまく遊べていないと言われた。
- ・自閉症（高機能自閉症、アスペルガー症候群など）と診断された、または疑いがあると言われた。
- ・支援のための制度や機関（病院、施設・事業所など）について知りたい。

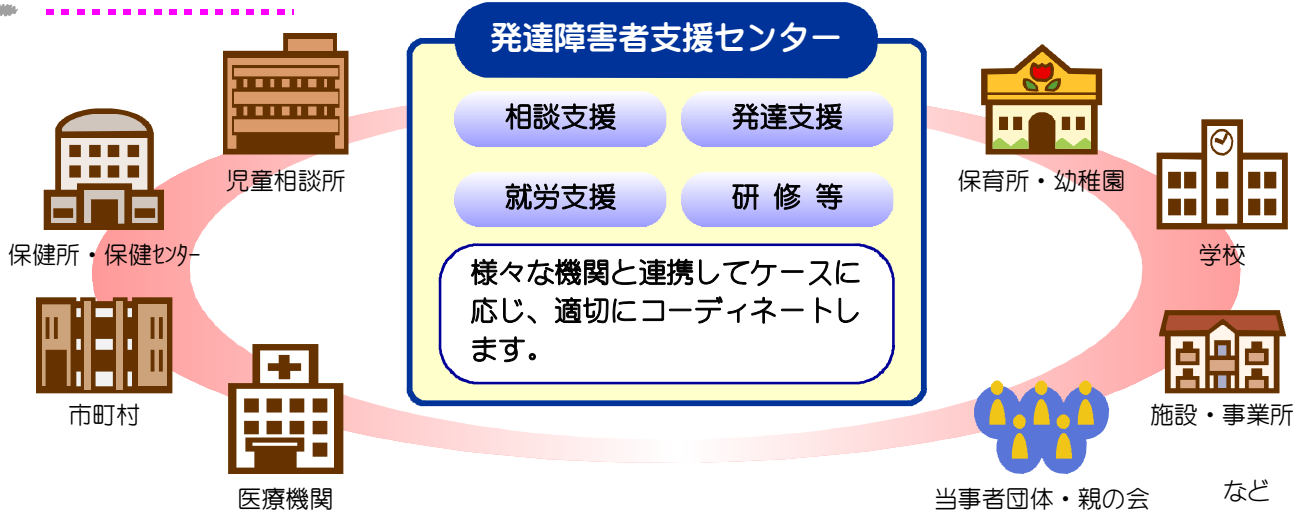


相談窓口

- 発達障害者支援センター（→49ページ）



センターのイメージ





医療機関での診療・医学的訓練

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

発達について診察を行い、必要に応じて検査をすすめ、診断します。
ことばの訓練やSST（ソーシャルスキルトレーニング）、療育などを実施している場合もあります。

- 医学的な観点から相談に応じ、必要に応じて検査、診断、治療などを行っています。
- 医療機関によっては、ことばの訓練やSST、療育などを行っています。



SSTとは、「社会生活技能訓練」と呼ばれ、対人関係を中心とした社会生活能力や日常生活能力などを高めるための治療プログラムです。



利用のヒント

- 対象年齢、対象障害、診療・検査内容、訓練内容等は、医療機関により異なります。詳しくは、各医療機関にお問い合わせください。
- 受診を希望される場合、予約や紹介状が必要な場合があります。紹介状は、診断に重要な情報となりますので、できるだけかかり付け医や市町村の健診、その他療育機関、学校などからの紹介状をお持ちください。
- 母子健康手帳やその他いまままでに受けられた医学的検査、心理発達検査など発達に関する情報についてはできるだけお持ち下さい。
- 保険証が必要です。

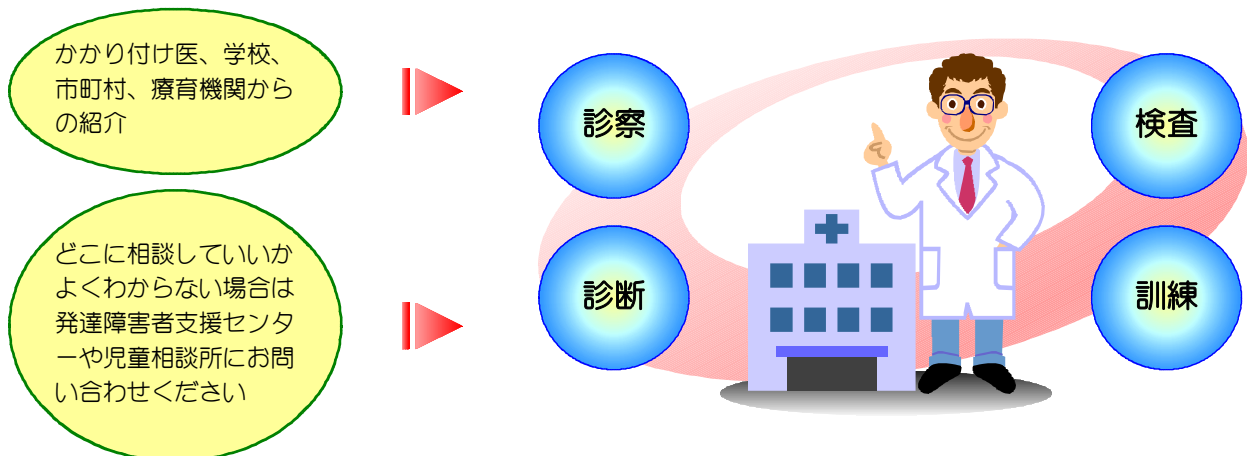


相談窓口

- 各医療機関（小児科、小児神経科、精神科ほか：→53ページ）
- 発達障害者支援センター（→49ページ）
- 児童相談所（→49ページ）



フロー図（利用までの流れ）





療育手帳制度

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

知的に障害のある人が相談やいろいろなサービス、制度を受けやすくするための手帳です。

- 交付対象者（18歳未満の場合）は、児童相談所において知的障害であると判定された子どもです。
- 保育、教育、就労などの様々な場面で、支援、配慮が得られやすくなります。
- 療育手帳の取得により、いろいろなサービス、制度が受けやすくなります。

種 類	内 容
税の減免	所得税、住民税、自動車税などが減免されます。
乗物運賃の割引	鉄道運賃、航空運賃などが割引されます。
手当・年金	各種手当て・年金を支給し、生活の支援を行います。
公営住宅への優先入居	知的障害のある人のいる世帯が公営住宅に入る場合、優先権があります。

※ 障害の程度によって受けられるサービス内容が異なります。



利用のヒント

- 発達障害そのものを対象とした手帳ではありませんが、知的（精神発達）の程度等により、発達障害のある子どもにも交付される場合があります。まずは、児童相談所にご相談ください。
- 手帳申込みの窓口は市町村です。

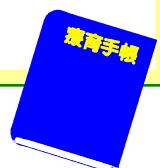
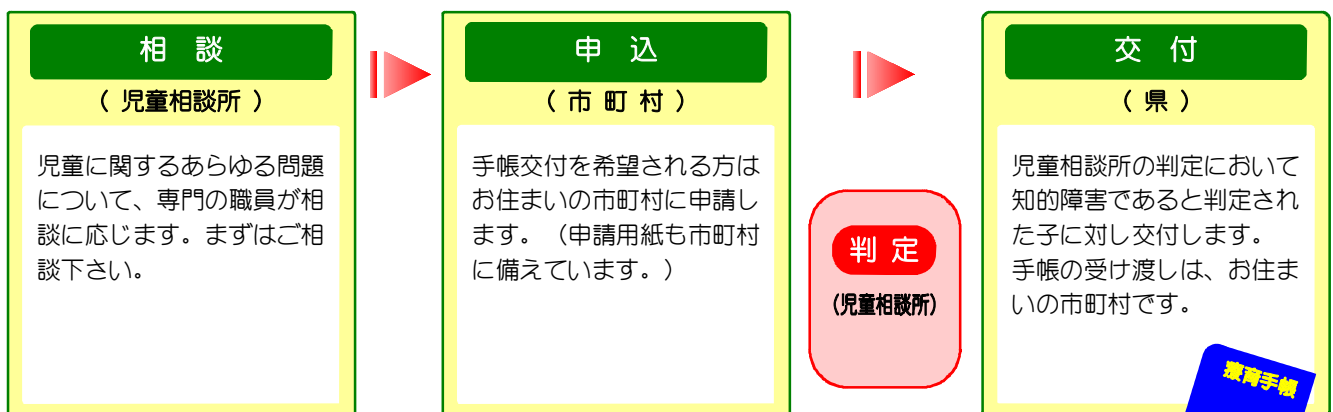


相談窓口

- 児童相談所（→49ページ）
- 市町村（障害福祉担当）（→50ページ）



フロー図（交付までの流れ（18歳未満の場合））





知的障害児通園施設

乳幼児期

就学前(移行期)

主に知的障害のある子ども達のための療育・訓練施設です。
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

- 療育目標を設定して、個々の児童に合わせて個別プログラムを策定・評価します。
- 保育士等により個別プログラムに沿った集団療育や個別指導を行います。
- 基本的に施設の開園日は毎日(月曜日から金曜日、一部土曜日含む)利用ができます。
- 対象者は、療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要があると認められる児童です。



利用のヒント

- 利用を希望される場合、徳島県の支給決定を受ける必要があります。
- 障害者手帳(療育手帳など)の所持は必ずしも必要ではありません。
※ただし、障害の種類や程度の把握のため、児童相談所での調査(面接等)が必要となります。
- 原則、費用の1割を利用者が負担します。(※ただし、軽減措置あり。)
(食費や個人的にかかる費用についても実費負担となります。)

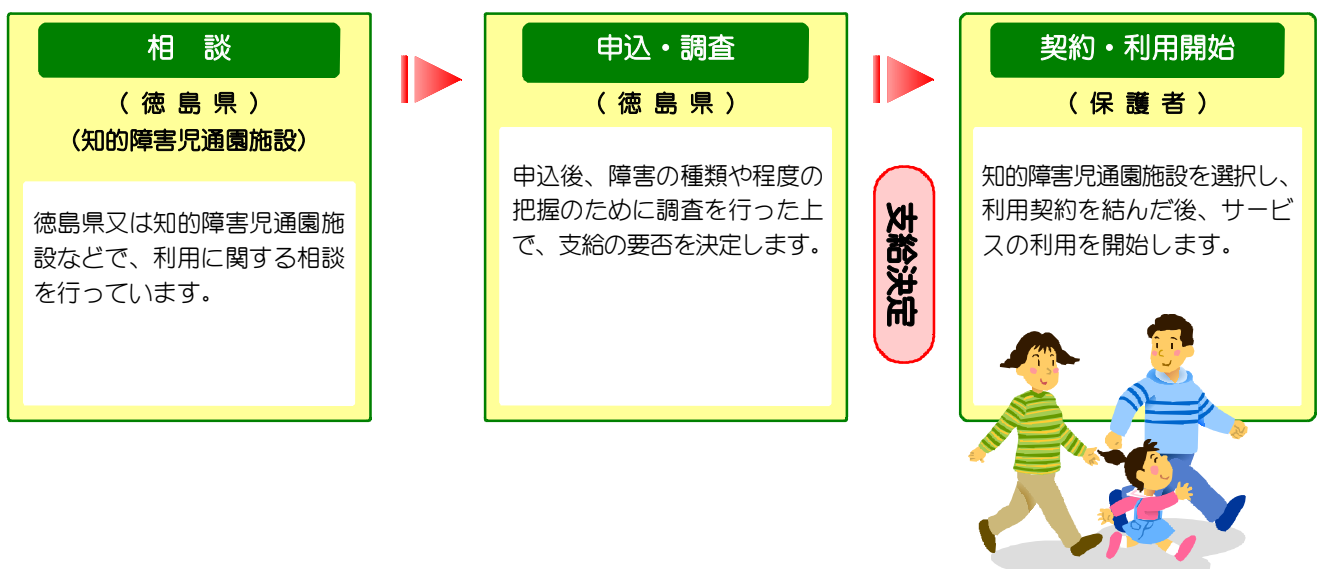


相談窓口

- 徳島県障害福祉課 (→49ページ)
- 知的障害児通園施設 (→53ページ)
- 各児童相談所 (→49ページ)
- 市町村(障害福祉担当) (→50ページ)



フロー図 (利用までの流れ)





児童デイサービス事業

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

障害のある（疑いのある）子ども達のためのデイサービスです。
日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

- 療育目標を設定して、個々の児童に合わせて個別プログラムを策定・評価しています。
- 保育士等により個別プログラムに沿った集団療育や個別指導を行います。
- 対象者は、療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要があると認められる児童です。



利用のヒント

- 利用を希望される場合、市町村の支給決定を受ける必要があります。
- 障害者手帳（療育手帳など）の所持は必ずしも必要ではありません。
- 事業所によって支援対象年齢・具体的な支援内容などが異なりますので、各児童デイサービス事業所にご確認ください。
- 原則、費用の1割を利用者が負担します。（所得の状況などにより軽減措置があります。）



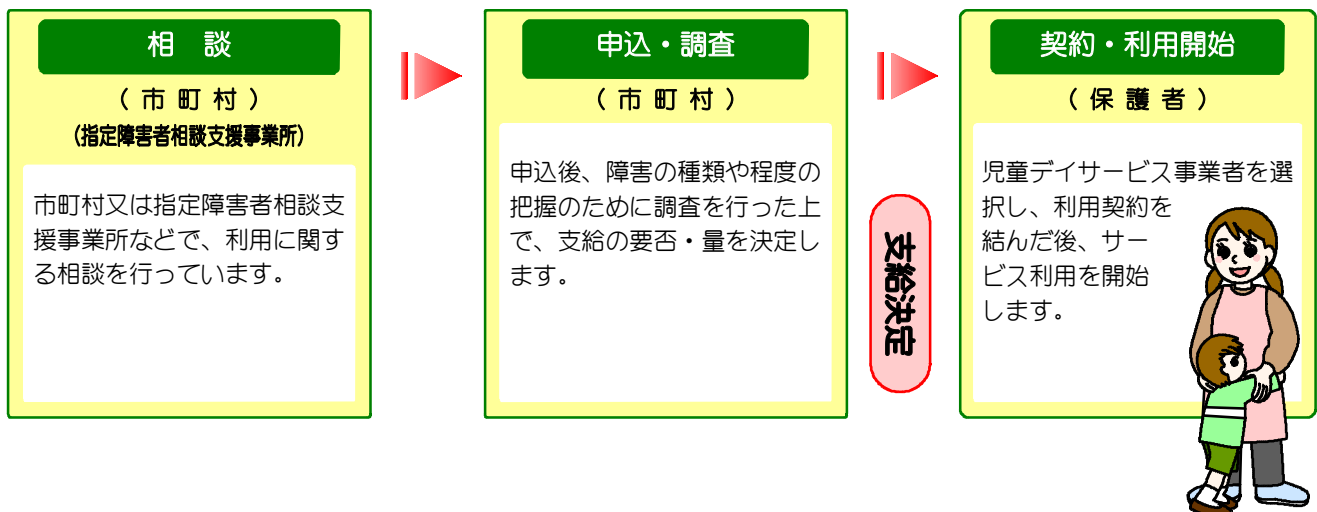
相談窓口

- 市町村（障害福祉担当）（→50ページ）
- 指定障害者相談支援事業者（→52ページ）
- 児童デイサービス事業所（→54ページ）

指定障害者相談支援事業者は、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス事業者との連絡調整などを行っています。



フロー図（利用までの流れ）





障害児等療育支援事業

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

障害のある子ども達や知的障害者のための相談・療育機関です。
身近な地域において、訪問や外来による療育指導、関係機関等に対する指導や支援を行います。

- 訪問による療育指導では巡回等の方法により、相談支援専門員や保育士等が、療育指導や健康診査を行います。
- 外来による療育指導では、外来の方法により個別療育や集団による療育、家庭における訓練方法の指導等を行います。
- 保育所や幼稚園等の職員に対して、療育技術指導を行います。
- 対象者は、在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児です。また、発達障害児(者)に対する相談・療育支援も行っています。



利用のヒント

- 利用を希望される場合、事業実施施設もしくは各県民局にお問い合わせください。
- 障害者手帳（療育手帳など）の所持は必ずしも必要ではありません。
- 事業所によって支援対象年齢・具体的な支援内容などが異なりますので、各事業実施施設にご確認ください。
- 費用負担はありません。（ただし、個人的にかかる費用については実費負担をしていただく場合があります。）

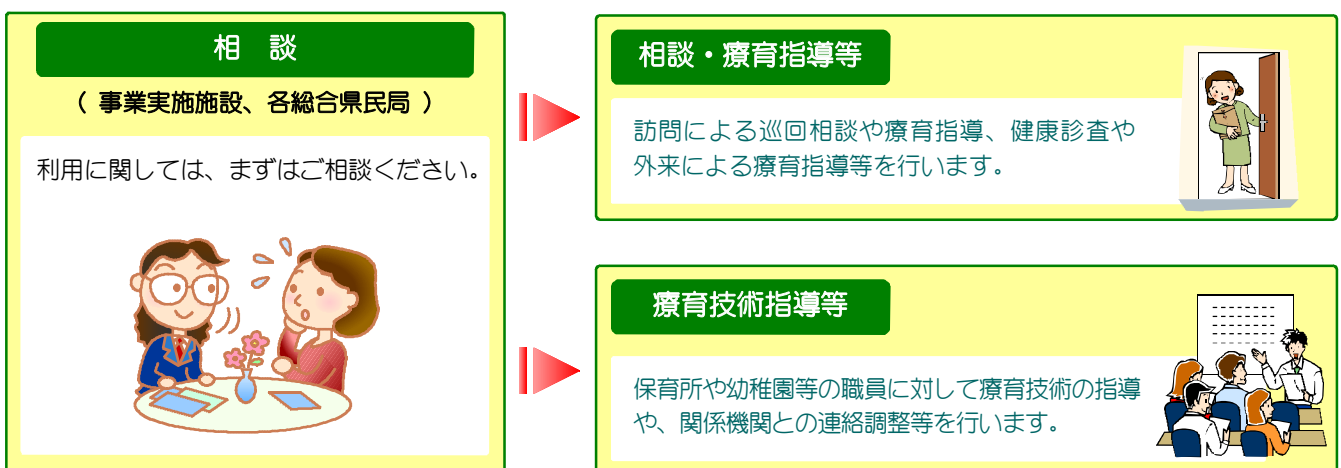


相談窓口

- 障害児等療育支援事業実施施設（→54ページ）
- 総合県民局（→49ページ）
- 市町村（障害福祉担当）（→50ページ）



フロー図（利用までの流れ）





就学手続き

就学前(移行期)

障害の種類や状況に応じ、個々の教育的ニーズに対応した適正な就学ができるように支援します。

- 市町村教育委員会は、障害のある子どもの就学にあたって、就学前の健康診断等を行い「就学指導委員会」の意見聴取などにより、保護者の理解のもと最もふさわしい教育を行えるよう適切な就学指導に努めています。
- 次年度に小学校に就学する子どもが対象となります。



利用のヒント

- 市町村教育委員会において、随時、就学手続きや就学先についての相談を受け付けています。

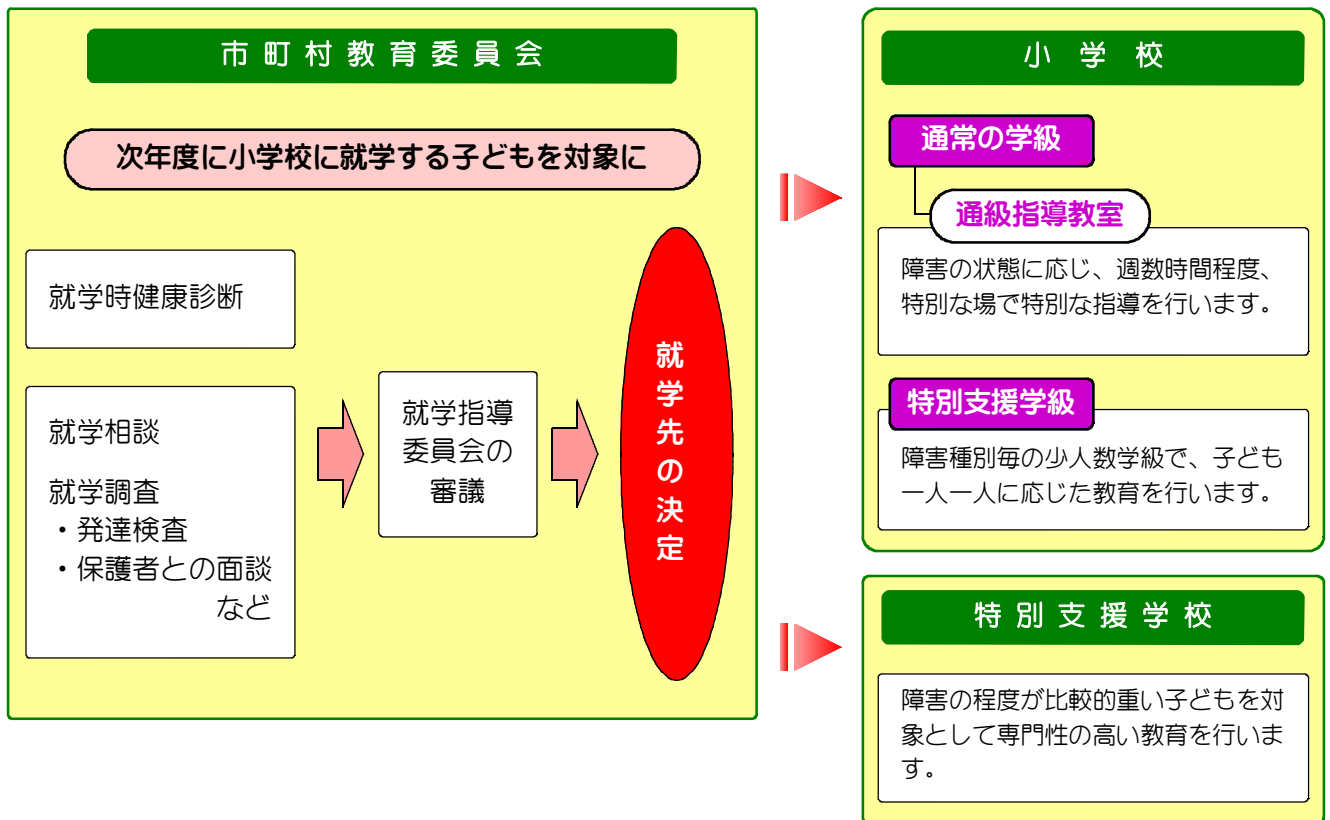


相談窓口

- 市町村教育委員会 (→51ページ)



フロー図 (就学までの流れ)





幼稚園・小学校

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

特別支援教育に関する全校的な支援体制や子どもの実態把握・支援方策の検討をする校内委員会があり、通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育を推進しています。

- 幼稚園では、一部の市で特別支援学級を設置しています。
- 小学校には、「通常の学級」、「通級指導教室」、「特別支援学級」があります。
 - ・「通常の学級」では、少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行っています。
 - ・「通級指導教室」では、言語障害、自閉症、LD、ADHDの状態に応じた指導を行っています。
 - ・「特別支援学級」では、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視の子ども一人一人に応じたきめ細かい指導を行っています。



利用のヒント

- 子どものことで気になることは、担任や特別支援教育コーディネーターに相談をしましょう。
- 保護者の思いや子どものこれまでの様子を継続的に伝えることができるように、個別の教育支援計画を作成し、活用しましょう。

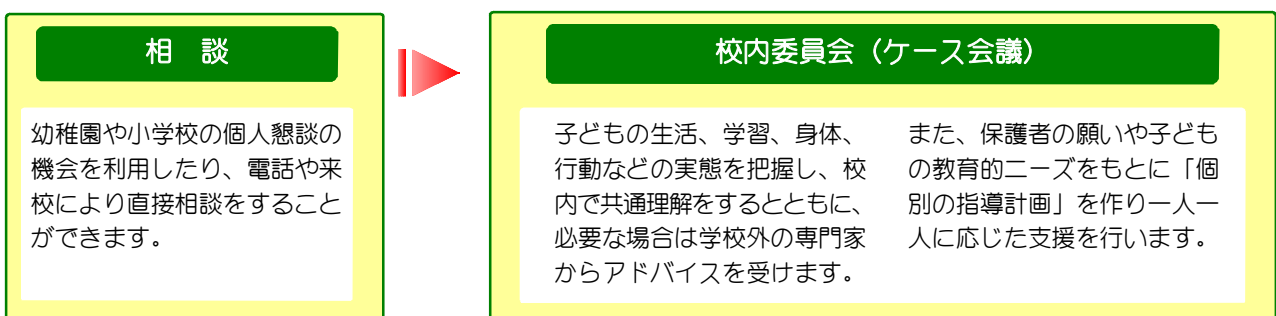


相談窓口

- 特別支援教育コーディネーター（各校で1名以上指名されています）
- 各担任、養護教諭等
- 市町村教育委員会（→51ページ）



フロー図（幼稚園・小学校での支援）



個別の指導計画

幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画



特別支援学校での相談

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして教育相談を行うとともに、幼稚園・小学校などからの求めに応じて助言や援助を行っています。

- 特別支援学校では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象とした専門性の高い教育を行っています。
- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが窓口となって学校全体で支援する体制が整っています。
- 発達障害に関することも相談できます。
- 通級による指導を行っている学校もあります。



利用のヒント

- 障害者手帳（療育手帳など）がなくてもご相談いただけます。
- 保護者が直接特別支援学校に相談を申し込みます。
- 幼稚園や小学校から申し込んでもらうこともできます。
- 相談は無料です。



相談窓口

- 特別支援学校（→51ページ）
- 特別支援教育コーディネーター（各校で1名以上指名されています）



相談について

相談内容

子どもの生活や学習の様子で気になることや身体や言葉の発達などについて相談できます。

申込方法

幼稚園・小学校の特別支援教育コーディネーター（各校に所属）に申し込みを依頼します。
保護者が直接相談窓口で電話で申し込むこともできます。





総合教育センター教育相談事業

乳幼児期

就学前(移行期)

学齢期

不登校やひきこもりなどの相談や、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある子どもについての相談などに応じます。保護者の方からの相談はもちろん、教職員の指導上の質問や相談にも応じます。

- 来所相談、電話相談、メール相談、出張相談、ほっとアドバイス相談、地域特別支援教育相談会を実施しています。
- 子ども、保護者、教職員の相談に応じるため、専門的な知識をもったスタッフが相談活動を行います。秘密は厳守します。なお、来所相談、ほっとアドバイス相談、地域特別支援教育相談会は、事前に電話で予約してください。
- 18歳までの幼児児童生徒、保護者及び教職員が対象です。



利用のヒント

- 「来所相談」は、月曜日から金曜日の9時から17時までです。面談時間は1回50分です。相談を希望される方は、事前予約が必要です。
- 「電話相談」は、月曜日から金曜日の9時から17時までです。
- 「メール相談」は、24時間受け付けていますが、返信には日数を要することがあります。
- 「出張相談」は、来所相談をされた方の求めに応じて学校などへ出かけ、子どもの指導のために必要な教育相談を行います。手続きには、各学校長からの派遣依頼が必要です。
- 「ほっとアドバイス相談」は、月1回総合教育センターで行う医師又は臨床心理士による教育相談です。相談を希望される方は、事前予約が必要です。(治療等の医療行為は含みません。)
- 「地域特別支援教育相談会」は、県内数カ所の会場で実施しています。医師・臨床心理士等の専門家による教育相談です。実施内容は各学校を通じて広報されます。
- すべての相談は無料です。



相談窓口

- 総合教育センター (→51ページ)
- 特別支援教育コーディネーター (各校で1名以上指名されています)



相談について

相談内容

子どもの生活や学習の様子で気になることや身体や言葉の発達などについて相談できます。

申込方法

幼稚園・小学校の特別支援教育コーディネーター(各校に所属)に申し込みを依頼します。
保護者が直接相談窓口で電話で申し込むこともできます。

第3章 支援モデル事例



事例 1

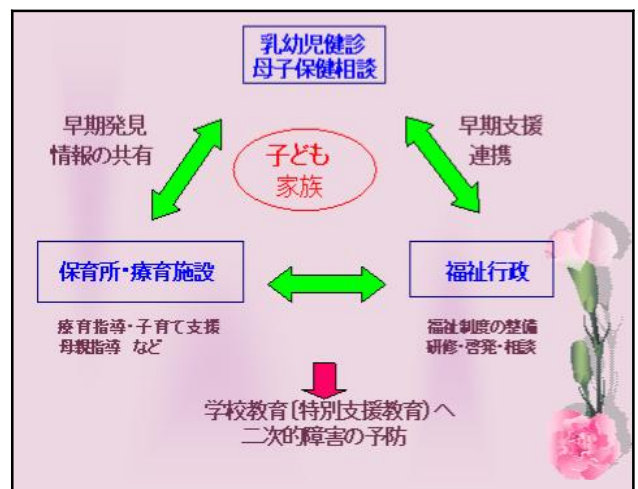
発達障害への理解と早期からの対応 ～保健福祉行政としての支援～

徳島県中央児童相談所 江口 久美子

1 児童相談所の役割は・・・早期に発見し、適切な支援へつなげること・・・

発達面で何らかの支援を必要とする子ども達を早期に発見し、療育機関や福祉サービスの情報提供を行い、また適切な対応やしつけが提供できるように養育者の子育てを支援することの重要性については、広く知られるようになってきました。これまでも乳幼児健診や就学時健診は早期発見の場として、また子育てにかかわるさまざまな問題を拾い上げ、支援につなげる機会として重要な役割を果たしてきました。児童相談所では、市町村と連携して、乳幼児健診や保育所、幼稚園の集団生活で何らかの発達支援が必要とされた子どもとご家族への相談を行っています。

発達の課題を早期に発見して、障害の理解や特性に配慮した柔軟な対応ができ、生活のスキルを身につけていくためには、たとえ医学的な診断がなされていない段階であろうとも、養育者が子どもの現実の姿に向き合い、「日常の生活の中で、発達の支援を行う」姿勢がとれることが大切になってきます。長期的な視点からいえば、幼児期、学齢期からの適応した生活や小さな成功体験の積み重ねが、安定した思春期、成人期の生活へとつながり、いわゆる二次障害（たとえば自分や他者に対して否定的、攻撃的になる）を予防することになるといわれています。



II 相談では・・・ちょっとしたアイデア、成長や成功を見つけること・・・

- ☆ 福祉制度を利用していただくための相談を行います。
療育機関や支援ネットワークの情報提供
「介護給付費支給決定の意見書」を作成するための相談
療育手帳の判定、各種手当制度の紹介など
- ☆ 子育てに困っている養育者には、子どもの特性を理解していただき、育て方のアドバイスや対応方法についての相談を行います。
- ☆ 養育者の希望に応じて保育所、幼稚園や学校と情報交換を行い、発達を促し、過ごしやすい環境（自分が理解され認められる体験）を整えるための相談を行います。

III 児童相談所の役割は・・・ひとりひとりを大切に・・・

～ <わたしに ぴったりの子育て> をともに考えること ～

児童相談所の重要な役割に、支援ネットワークにうまくのれない、あるいは「サービスの利用はもう少し待ってみたい」とすぐにはのれないご家族の方、「自分の子どもばかり悪いように言われる」とかたくなな気持ちになり、身近に相談する人がいない養育者の方に対して、その抱える思いを何回も聴き、子どもの発達やかかわり方、療育の必要性などについての相談を行います。

また<暴力を使わないしつけ方>について、養育者とご一緒にその方法を話し合いながら、学習をすすめる場合もあります。「イライラ日記」をつけてもらい、書くことで子どもとの直接的なぶつかり合いを避け、ご自身の行動を客観的に振り返る練習をお勧めしています。子どもが失敗したり困っていたら、「どうすればよいか」の方法を伝えること、子どもと一緒に生活スケジュールや約束事項を決め、できたらポイント評価をするなど、それぞれが取り組んでみようと思う<しつけの方法>を探すお手伝いをしています。

支援ネットワークへ
うまくのれない
すぐにはのれない ご家族への支援

- ✳ 児童相談所の重要な役割・・・個別的な支援
- ✳ 養育者が抱える思いへの配慮や相談の場を提供
- ✳ 発見や診断が遅れがちになり、行動面の問題が深刻
→ 養育者の抑うつや自己評価の低下、しつけが虐待にまでエスカレートしていく可能性がある
→ 養育者側の認知パターンを生かした支援
- ✳ <子どもは、育てられて 育つ 存在>
子どもを育てる営みに かかわる
子どもの育つ[人・もの]環境を調整

相談では、子どもへの支援と同時に、養育者が適切にかかわることができるように、また祖父母も含めたご家族への支援が望まれます。やがて迎える思春期をうまく乗り切るためにも、生涯にわたっての発達を見据えながら、いまの<育ち>の場を保障して、子どもが地域社会で貢献できる<得意なこと>を見つけるための応援を続けたいものです。

事例 2

親への支援 - 就学前高機能広汎性発達障害へのペアレントトレーニング -

鳴門教育大学 特別支援教育専攻 津田 芳見

ペアレント・トレーニングとは

「親は自分の子どもに対する最良の支援者になれる」という考えにもとづき、親が子どもへの療育の方法を学ぶトレーニングである。1960年代に米国で始まり、1980年代から日本においても、病院などの様々な機関で実施され始めている。

ペアレントトレーニングの特徴

対象は親：AD／HD、高機能広汎性発達障害、軽度知的障害、反抗的で指示が通りにくい子どもたち

ペアレントトレーニングを通して、

- 親は、子どもの行動を理解し、適切な対応をできるようになり、自分自身も元気になっていく。
- 子どもは、ほめられることにより、達成感、自信、親への信頼感（一緒にいてうれしい、自分を理解してくれている）を得ることができる。

3つの要素がある。

- ① 行動治療：行動変容理論に基づき一貫した対応をすることにより、望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らす。
- ② 親子相互関係：脳機能の特徴をふまえて親子のやりとりを修正する。
悪い行動は叱られることで、かえって増強することもある。良い行動はほめられることで増強する。ほめ方をスキルアップさせて、良い行動を増やそう。
- ③ 親へのサポート：親は悩む、揺れ動く、混乱する、不安である、ことが多い。
悩みを共感しあえる。具体的な対応のヒントがもらえる。

なぜペアレントトレーニングが発達障害に有効か

発達障害は周囲から認知されにくい。しつけのせい？

発達障害は理解されにくい。（親にも）

発達障害はひとくくりにはできない。対応支援はそれぞれの特性にあわせて行う必要がある。

適切な指導や、支援がないと予後がよくないのではないか。

発達障害 診断治療の目的：本人にとってのマイナスを減らし、プラス増やす

「診断する」ことは本人を望ましい方向に導くための（ナビゲートするための）情報収集である。発達経過の中で現状を、多面的（行動・情緒・環境）に評価し、どの時点でどのような治療を行うか方針をだす。

- ① 薬治療 → 注意機能や衝動制御の障害
- ② 心理面 → 葛藤、不安、セルフエスティーム
- ③ 行動面 → 生活場面での不適応行動の軽減と適応行動の増加

ペアレントトレーニングが有効：治療をうまくすすめるには

- ☆ 発達・成長を長期的にうながすには本人のがんばりと親の積極的な治療的かわりが重要。
- ☆ 達成感と安定した親子関係

ペアレントトレーニングの実際

- ・ 参加者 発達障害が疑われる幼児（3歳～6歳）の親
- ・ 目的 子どもの特徴を理解する・効果的な支援の方法を学ぶ
 - － 子どもと親のよりよい関係を作る

勉強会の進め方

- ・ 全8回の講座（2ヶ月～3ヶ月間）
- ・ 1回の流れ（1回2時間）
 - － ウォーミングアップ…良いところ探し。
 - － 講義…テーマについて学ぶ。
 - － ロールプレイ…学んだことを、子どもを思い出しながらやってみる。
 - － 演習…1つの目標を決めて、家庭でできる子どもへの指導方法を考える。参加者全員で意見を出し合う。
- ・ 勉強会の内容

	講義テーマ	内容
1	オリエンテーション 障害についての基礎知識	基礎知識を得る。他己紹介 目的を明確に、行動観察理解
2	行動を3種類にわけましょう	3タイプの行動、対応異なる
3	良い行動へ注目しましょう	良い行動に目を向けるスキル
4	できないときの手助けの仕方	上手な助け方、ほめ方
5	効果的な指示の出し方	予告→指示→ほめて終了
6	困った行動を減らすには？	予告→指示→ほめ待ち無視
7	制限を設けましょう	トークン表を作りましょう
8	これまでのふりかえり 修了式	結果を発表しましょう

まとめ

就学前の早い段階から、よりよい親子関係を築くことでできれば、その後の困難も少なくなる。また、親同士のネットワークは強力な支えになる。

事例 ③

コミュニケーションの支援について

天満病院 こどもリハビリテーション部
言語聴覚士 赤壁 省吾

言いたい事が伝わらない、発音が不明瞭、ことばが詰まって言い出せない、読み書きがなかなか身につかない、集団の中になかなか入れない、かんしゃくが強い、いつも同じ遊びを繰り返している、お友達とのトラブルが絶えない、そんなお子さんは様々な形でコミュニケーション上での問題を抱えていることがあります。

言葉の遅れ

言える言葉の数がなかなかふえない/単語を並べて言うだけで文としてつなぐことができない/文法的におかしい言い方をする/意味が伝わりにくい言い方をする/お話を聞くのが難しい

発音が不明瞭

全体的に発音をはっきりしない/幼児語が多い/ひらがなで書き表されないようなゆがんだ発音になる/子音が省略される（みかん→みあん）/あるほかの音に置き換わってしまう（からす→たらす）

運動が不器用

からだを動かそうとしない/バランスが保てない/じっとしているのが難しい/うまく道具が使えない/字が上手く書けない

社会性の遅れ

アイコンタクトが少ない/人のすることに興味をもたない/周りの様子を見て自分の行動を調整できない/ルールが分かりにくい/集団に参加できない/友達とあそべない

●●● お子さんの発達が気になったら・・・

コミュニケーションが上手く出来ないお子さんは、自信を無くしやすいなど、自尊感情が育ちにくい傾向にあると考えられています。コミュニケーションが遅れてしまう原因には様々なものがあり、知的な遅れのものや発達の偏りのもの、情緒的なものなど様々です。専門機関に相談されることで、お子さまの発達特徴を知ることができ、関わり方などの助言を受けることができます。「コミュニケーションや発達がすこし気になる」と思われるのであれば専門機関で相談されることを是非お勧めします。

どんなことをするんですか？

発達に心配のあるお子さんに対して小児科医や、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、保育士が各専門分野に応じて相談を行い、専門的な判断をもとに、関わり方や今なにをしたら良いかななどを、ご家族の方と一緒に考えていきます。

天満病院 こどもリハビリテーション部

発達障がいを持つ幼児期（～小学6年生）のお子様を対象とした、言語聴覚士・作業療法士・理学療法士による個別訓練です。コミュニケーション能力や感覚・運動能力を高め、日常生活を豊かにすることを目指しています。小児カウンセリングのご予約をいただければ、発達についてのご相談を定期的に医師がお受けします。

てんま発達支援センター（幼児集団 児童）

発達障がいを持つ幼児を対象とした児童サービスです。1グループ5名程度で構成しています。少人数のグループ活動を通して、お友達を意識する・楽しさを共有する、コミュニケーションの幅を広げるなど社会性の基礎づくりをしていきます。また、親子がいっしょに学べる場・交流できる場として、発達のご相談に応じます。

発達障がいを持つ小学生を対象とした児童サービスです。1グループ10名程度で構成しています。「安心して自分らしく楽しくいられる場所」「楽しさの再発見をする場所」を目指しています。運動・製作・クッキング・お手伝いなどの活動をする中で、お友達と上手な関わり方ができるようすすめています。

コミュニケーションが上手くいかない時、あせらずにこどものペースに合わせて関わる必要があります。そのためには、こどもの気持ちに寄り添いながら、ことば掛けはおだやかに「ゆっくり、はっきり」こどもの興味に視点を合わせて行うことが大切です。どうしても家事などで忙しく「ダメダメ」と言ってしまいがちになりますが、ダメだけではなく具体的になにをするのかを伝える努力をしてみましょう（例：しずかにして→しゃべりません 片付けましょう→箱に入れますなど）。ことばを聞いて理解できない場合は、写真やイラストで具体的に伝えることも有効です。相手の意図することが伝わることでコミュニケーション能力が促進され、ことばの発達を促します。まず、好きな場所や好きな食べ物のカードを作ることから始めてみましょう。



大学における高機能発達障害幼児の就学前指導

鳴門教育大学 特別支援教育専攻 井上 とも子

はじめに

高機能の発達障害児は、全般的な知的発達に遅れがないにもかかわらず、学校において生活や学習を進める上でさまざまな困難があると報告され、学校においてはその支援や対応に苦慮している。保育園や幼稚園において入園時に比べ、格段に集団生活が円滑に送れるようになったと言われる子どもの中にも、就学と同時に落ち着かない状態になる子どもも多い。



この問題を解決するために高機能の発達障害児においても、就学前指導が必要であるという観点から、そのあり方と重要性を検討すべく、大学院生の発達障害児の教育にかかる実践的教育をかね、この就学前指導を大学院授業として設定した。

問題解決への糸口

「なぜ、就学に際して問題が大きくなるのか。」

第一には、幼稚園・保育園と学校の環境の差が、変化に弱い子ども達の行動に大きく影響していると言える。建物の大きさ、人の多さ、学習内容や日課の流れの違い、ルールの複雑さ等々、子どもにとっては大きな変化である。第二に発達障害児は、体験的学びの方が、知識理解による学びより、生活場面に活用しやすいとされている点である。第三に小さな失敗が、対人関係の中で次の失敗を生み出し、成就感や自己有能感を失うことによって大きな行動上の問題に発展していくからである。

就学直後からの予想される混乱を軽減するには、子どもが感じる変化を少しでも小さくすることが望まれ、「うまくやれる」という自信が、安心して学校生活を送ることのできる原動力になると考えられる。すなわち、前もって、学校の学習や生活を想定した集団場面における望ましい学習や行動の体験が、就学後に功を奏すと考え、指導を組み立てている。

就学前指導の内容

この指導においては、教科学習技能より、学校生活における行動様式や学習態勢に重きを置き、学校の集団生活を円滑に送るための社会的技能形成を中心としている。また、場に応じたコミュニケーション技能や視覚的手がかりの活用技能の形成のほかに、「他者から認められる」「行為や活動が成功する」といった成就感によってさらに自ら、望ましい行動をとろうとする行動調整能力の向上をねらいとして、指導計画を作成している。

指導は、小集団（現在4名）で行い、子ども同士の関わりを重視し、内容を構成している。子どもは子どもの中でその社会性を伸ばし、学びを発展させるとの方針から、個々の実態と支援ニーズに応じた個別の配慮を指導計画の中に位置付けながら、集団活動を1時間30分の指導時間内に5課題程度行っている。短い指導時間に学校の生活場面をすべて盛り込むことは難しい。特に、この指導時間帯では給食場面を持ち組むことは困難であるため、「おやつ」の時間を設けている。この場面では、他者のためにおやつ（ジュース）を用意する行為である。他者への関心を広げ、周囲の状況に気付きながら行動することをこの課題の中でもねらっている。また、この場面では保護者に参加協力を依頼し、保護者との関係の安定へのきっかけとしている。

おわりに

この就学前指導は、保護者支援の一つとも考えている。保護者は、ワンサイドミラーを通して、子どもの行動への対処の仕方とともに、望ましい行動がどのような関わり方の中で形成されていくかを観察している。大学教員は保護者と共に指導を見ながら、課題設定の意義を含め、指導者の言動の意味等、指導について説明するとともに、家庭での対応の仕方や就学に向けての相談にも応じている。週1回、1時間30分の指導は、家庭の協力なくして成果は得られないと考えているからである。

昨年度末に8回のみこの指導を受けた子どもが2名、今年度、就学している。この2名の子どもの口から、「就学前指導でしたことがあるから、～ができた」という内容のことばが聞かれている。就学後の安定が就学前指導によるとは特定できず、また、指導内容になかった思わぬ場面で問題が生じたことも報告されている。

今後、就学後の様子を聞き取り、指導内容の改善を図るとともに、事例を重ね、就学後の結果から、望ましい就学前指導の在り方を検討することを進めていきたいと考えている。



就学前指導教室グループ学習指導案 ○月○日（△曜日）

今日のめあて：よい姿勢で、話を聞こう。

日課	学習活動	活動のねらい (指導領域)	備考
～14:25	1. 靴箱に靴を入れる。 2. 席を確認する。 3. 持ち物を机に入れる。 4. かばんをかける。 5. 名札をつける。 6. 遊ぶ。(始めの会まで) ○準備物：折り紙、本、お絵かき帳、クレパス	ルール理解・ 遵守 状況理解 聞き取り	今回から健康 観察を入れます。 名前を呼ばれたら「元 気です」「風邪 をひいていま す」「けがをし ています」「せ きが出ていま す」「おなか が いたいです」 などと答えます。
14:25～14:40 始めの会	1. 挨拶をする。 (「起立」「これからわくわく教室を始めます」「礼」「着席」) 2. 今日の日直当番と、当番の活動内容を知る。 3. 日直が名前を呼び、呼ばれたら返事をする。 4. 今日の日付等を確認する。(日付・曜日・天気) 5. 今日の予定を聞く。 6. 今日のめあてを知る。 7. 係の説明を聞く。 8. 係を決める。 9. 終わりの挨拶をする。 10. 机を運ぶ。 ○準備物：ポイント表、姿勢のカード、健康観察 返事例カード、くじ	状況理解 聞き取り 会話 表情認知	
14:40～14:50 まねっこ体操	1. リズム歩きをする。 2. はないちもんめをする。 ○準備物：たいこ、ロープ	ルール理解・遵守 聞き取り 身体感覚 他者認知 自己理解	
14:50～15:05 ゲーム	1. 準備をする。 2. ゲームのしかたを知る。 3. 「だるまさんがオセロ」ゲームをする。 4. 「勝ち負け表」に印をつける。 5. 片づけをする。・机を元に戻す。 ○準備物：巨大オセロカード、勝ち負け表、白黒リストバンド	ルール理解・ 遵守 役割遂行 状況理解 聞き取り	
15:05～15:15 トイレ休憩	1. トイレ休憩について確認する。(ハンカチの確認) 2. 全員でトイレに移動する。 3. 教室に戻り休憩する。 ○準備物：タイマー	身体感覚 他者認知	
15:15～15:25 学習の時間	1. 学習内容について聞く。 2. 学習プリントくぼり係がプリントを配布する。 3. 名前のなぞり書きをする。(1枚) ・教師の手本を見て色の順に書く。・一人で書く。 4. できたら、指導者に見せる。 5. プリントをファイルに綴じる。 6. 片づけをする。 ○準備物：プリント、ファイル、鉛筆の持ち方カード	状況理解 聞き取り 表現 会話	名前の練習を 始めます。ご 家庭でも興味 を示したら練 習してみてください。
15:25～15:40 おやつ 「ジュース を飲む」	1. 手を洗う。 2. 説明を聞く。 3. ジュースを選ぶ。 (1)自分のジュースを選んで、ホワイトボードに写真カードを張る。 (2)保護者に飲みたいジュースを聞く。 (3)保護者の分のジュースをついで配る。 (4)隣の席の友だちの分のジュースをついで配る。 4. 全員で「いただきます」の挨拶をする。 5. ジュースを飲む。好みでおかわりをする。 6. 片づけをする。 ○準備物：台ふきん	役割遂行 状況理解 表現 質問/回答 会話 他者認知 自己/他者認 知	
15:40～15:50 終わりの会	1. 挨拶をする。 (「姿勢」「これから終わりの会を始めます」「礼」) 2. 反省をする。 ・めあてが守れたか。めあてカードに色を塗る。 ・ポイント表を見て活動全体を振り返る。 3. 次回の予定を知る。(日時・次の日直) 4. 帰りの準備をする。 5. 帰りの挨拶をする。	状況理解 聞き取り 会話 表情認知 自己認知 他者認知 自己/他者認知	次回は、 ○月○日です。

海陽町の取り組み

穴喰小学校 外礪 やよひ

(1) 海陽町特別支援連携協議会

- ・町の特別支援教育に関わる実務担当者レベルのネットワークです。
- ・海陽町教育委員会が中心となり、関係機関と連絡調整を図っています。
- ・関係機関とは
海陽町保健福祉関係部局 各学校 保育所 保健所 南部児童相談所
医療関係 福祉施設 作業所 就労関係 県教育委員会などです。
- ・大きな会議は年間2回で、あとは研修会など広く呼びかけたものを開催する場合があります。
第1回会議の内容は、
 - ・要項決定、役員選出
 - ・関係者顔合わせ（コーディネーターなどが中心）
 - ・昨年の取り組み紹介
 - ・中学校区ごとに具体的な連携についての話し合い
 - ・話し合いの結果を共通理解
第2回会議の内容は、
 - ・今年度の取り組み紹介
 - ・今年度の反省と次年度への計画
- ・就学指導委員会との関連
就学指導委員会は個人情報を伴い、部外秘で行います。
海陽町特別支援連携協議会はオープンで、保護者も参加可能です。
みんなでよりよい連携の仕方を考えていきたいと思いますという姿勢で考えています。

(2) 海陽町就学サポートチーム

海陽町教育長の委嘱を受けて、次のような業務を行います

- ・海陽町の就学指導に関係した相談・調査
- ・保育所、幼稚園、保健師との連携
- ・自分の学校の就学指導委員会の体制作り
- ・児童相談所、巡回相談員など関係機関との連携
- ・自校管理職や海陽町教育委員会への就学指導に関する提言

サポートチームの研修や調査などの総括は海陽町就学指導委員会長が行い、阿南養護学校ひわさ分校の具体的指導や助言を受ける

海陽町では、従来から就学指導をどうすすめるかということが大きな課題となっていました。地域性から考えて、大学などからも遠いうえ、医師の参加も難しい状況です。

町の就学指導委員会のメンバーも専門性という点では自信がないと言う人が多かったのです。

そこで、「就学指導を点でなく、線や面で」という例えどおり、長い目で見守ることにより、保護者からの信頼も得られるのではないかと育児相談、教育相談を就学指導に結びつけられる組織を「海陽町就学サポートチーム」として発足させました。

そして、各小・中学校・幼稚園・保育所で就学サポートチーム相談員を選出して、町教育長より委嘱状を出していただきました。学校では、ほとんどが特別支援教育コーディネーターを兼ねています。教育委員会の管轄外の保育所で特別支援教育コーディネーター的な活動が行われるようになったという点で、大きな前進といえます。

より専門性を高めるために、阿南養護学校ひわさ分校へ委嘱して、1名がサポートチーム相談員兼アドバイザーとして研修や会議に参加してくださいました。

また、県南の巡回相談員2人には具体的な相談活動の要として大きな支えとなっていただいています。

以前は、町就学指導委員会で管区内校の認識の差が問題となっていました。就学サポートチームの研修が進むにつれ、共通理解が進みつつあります。

また、就学指導や特別支援教育の実践に於いて、各校の管理職や町教育長への提言ができるのも、大きな意味があると考えています。町内校長会で共通理解を図ると共に、具体的に活動する相談員が同じ方針で動けますので、組織全体の共通理解が大きく進みました。

また、1歳6ヵ月、3歳児健診や4、5歳児健診の結果を引き継ぐという点で、町保健師や健診に関わっている臨床心理士にも町教育長から委嘱状を出すようにしたので、保育所も含め、部局を超えて連携体制が取れるようになりました。

(3) 特別な支援の早期発見と早期対応

海陽町の就学の流れは次のようになっています。

- 医師などからの勧めや保護者からの希望で、個別の発達検査を実施する。
- 新版K式やK-A B C等。
- この時点で個人ファイルを作成。

- 知的スクリーニングテストを実施。
- 要再検査となった子どもに就学サポートチーム相談員が個別の発達検査を行う。
- K-A B CまたはW I S C-IIIで個人内差を把握。
- 町教育委員会、入学予定校管理職、相談員が保護者に検査結果を説明、入学後の支援体制について相談する。

就学サポートチーム相談員が一番忙しいのは、就学時健康診断の時期です。

就学児健康診断の知的発達スクリーニング検査も、実施場所や実施者によって指示や声かけに差があるのではないかと反省もありました。そこで、各校によって差がないようにと研修を行い、具体的に練習をして共通理解を行いました。

指示をする人、観察をする人に分け、観察で気づいたことを一覧表に書き留めるようにしました。あとで、採点や考察の時に観察表はとても役に立ちました。

緊張や不安で十分な力を出せない子どももいますので、保護者との話し合いの時も検査実施の様子を伝え、保護者に十分理解をしてもらえるよう努力しています。大事なことは子どもや保護者に寄り添い、当事者にメリットのある就学指導にすることだと考えています。個人内差をいかに入学後の指導に結びつけていくか、学校も組織的に受け入れ体制を整えることが求められます。

また、乳幼児期の健診は言葉や社会性の発達、運動面などを観察していますので、知的スクリーニング検査で再検査となった子どもとは、必ずしも一致していません。知的スクリーニング検査は子ども理解のひとつにすぎません。子どもの困り感に気づくためには、保護者や現在の担任とよく連絡をとりあって、様々な視点からの早期発見、早期対応に努め、この町で良かったと言ってもらえる環境を作っていきたいと思います。

特別支援教育コーディネーターとしての支援

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課 早川 貴久子

特別支援教育コーディネーターは、徳島県のすべての国・公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で指名されており、平成20年度から、一部の私立幼稚園でも指名されています。特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進役として次のようなことを行っています。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の特別支援教育コーディネーターは・・・

- 校内の関係者や関係機関（教育・福祉・医療等）との連絡調整を行います。保護者の同意を得て、相談機関に学校での様子を伝えたり、支援方法を相談したりすることがあります。また、学校を訪問して相談する特別支援教育巡回相談員を依頼することも行っています。
- 学校には担任や養護教諭等、保護者に対する相談窓口がいくつかあります。その中の特別支援教育に関する相談窓口となっています。
- 特別支援教育に関する校内研修の企画や実施を行ったり、情報提供や校内の連絡調整により担任への支援も行っています。
- 学校全体で特別支援教育を推進するため、各学校に校内委員会が組織されています。その会議の推進役として、校内の状況の把握と情報収集を行い個別の教育支援計画の作成や個別の指導計画の作成に関わっていきます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは・・・

- これまでにお話した特別支援教育コーディネーターの役割は、校内でのことに限られていました。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの役割は、学校外への支援も行います。地域でのセンター的機能の窓口として、地域の学校や保護者からの相談や支援にも応じています。また、特別支援教育巡回相談員として地域の学校に出向いている場合もあります。

関係機関との連携 -例-

【小学校1年生 落ち着きがなく学習時に困難がある児童の場合】

- | | |
|------------------------------------|---|
| 保育所・幼稚園の引き継ぎ | ・・・これまでの園・所の生活から児童への教育における支援の手立てや配慮事項を引き継ぎます。 |
| 校内委員会
ケース会議
(個人懇談等) | ・・・落ち着いて学習できる環境作りについて様々な面から相談します。時には、保護者と一緒に話し合いの時間を持ちます。 |
| 巡回相談員等が行う個別
検査やアドバイス | ・・・適切な支援方法について専門的なデータをもとに学校外からのアドバイスをお願いします。 |
| 個別の指導計画の作成 | ・・・児童の状態から、生活や学習に関する長期目標や短期目標を決めます。 |
| 学生支援員など | ・・・個別指導の充実にボランティア等の協力も考えます。 |
| スクールカウンセラー
(中学校の拠点校に配置) | ・・・保護者の悩みの相談をお願いします。 |
| 医療機関との連携 | ・・・保護者の希望により医療機関へ学校での様子をお知らせする資料を作成します。 |

健診後（1歳6か月、3歳児健康診査）のフォローについて

徳島市保健センター

1歳6か月児の頃は、発育・発達のチェックにより指標のある時期であり、運動機能・視聴覚等の障害や精神発達遅延等を早期に発見し、適切な指導を行って心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立・むし歯の予防、食事や栄養等についても指導を行い、子どもの健康保持増進を図ることを目的に健康診査を実施している。

3歳頃は、運動機能・感覚機能（視力、聴力）・精神・言語発達など将来の人間形成に重要な時期である。また、この頃は視聴覚異常や腎疾患の早期発見に適しているので、検尿や視聴覚検査も加え、身体面に限らず言語・視聴覚・歯・運動や情緒・習癖などの精神心理面の総合健診を行っており、1歳6か月、3歳児健康診査後の支援については次のとおりである。

- (1) 問診及び健診時にコミュニケーション・社会性・生活習慣等について健康診査票で確認しながら児の様子等を観察し、成長や発達が気になる児については、保護者に関わり方等のアドバイスや相談等を行い、3～6か月後頃に訪問または電話連絡をして、児の状況を確認し、必要に応じて心理発達相談を行っています。心理発達相談は予約制で個別に発達チェックをしながら相談を行っています。
- (2) 保育所等に通っている児について、市立及び民間認可保育所（園）において定期的に育児相談を行っています。健診でフォローが必要な児で保育所等に入所している場合は、保護者の了解を得て、集団生活での児の様子を観察しています。また、保育士からも集団生活での様子を聞いて保護者に伝え、相談を行い、心理発達相談を実施し、必要に応じて関係機関等を紹介しています。

また、健診に関わらず、集団での様子で、成長や発達等が気になる児については、保育士から保護者に様子を伝えてもらい、保護者の希望があれば育児相談、心理発達相談を実施しています。
- (3) (1)(2)において、引き続き支援が必要な場合は、定期的に訪問や面接、電話等で支援を行い、小学校入学に向けて、関係機関と連携を図ります。また、福祉制度の情報提供や関係機関等を紹介しています。なお、関係機関を紹介した場合は、その機関に行ったかどうか確認し、行った場合は結果を聞いて保護者の相談を行っています。
- (4) 幼児教室「おひさまくらぶ」では、1歳6か月健診時においてフォローの対象となり保育所等に入所していない児を対象に、集団での遊び場を提供し、児と関わりながら社会性や心理面の発達を促しています。また、保護者同士の交流を図ることで子育ての悩みを共有し、自ら解決していく力をつけるよう支援し、育児不安の軽減を図っています。教室は1クール6か月（2回/月）実施しています。教室終了後は一時保育や開放保育等を紹介、心理発達相談や福祉制度の情報提供や関係機関等を紹介しています。

「就学支援シート」の作成と活用

徳島市教育委員会 学校教育課

平成20年度の新入生より、徳島市では特別な支援の必要な子どもの就学に際して、保育所（園）や幼稚園などから小学校への円滑な支援の引き継ぎを行うことを目的に、「就学支援シート」の活用を始めました。

作成と活用の流れ

1 希望する保護者に「就学支援シート」を渡します。

☆ 配布場所：市内の公立および認可保育所（園）、公立幼稚園、公立小学校、徳島市教育委員会学校教育課（市役所11階）等

2 保護者が記入します。

3 保育所（園）・幼稚園が記入します。

記入した内容について、保護者が確認します。

療育など関係機関にも記入してもらう場合

4 関係機関に保護者が記入を依頼します。

（保護者が聞きとった内容を記入することもできます。）

5 就学先が決まったら、保護者が「就学支援シート」を入学までに小学校等に提出します。

☆ 保育所（園）・幼稚園を通じて提出することもできます。

6 小学校等は「就学支援シート」の写しを取り、原本を保護者に返します。

小学校等は「就学支援シート」を活用し、一人一人の特性に応じた支援に努めます。

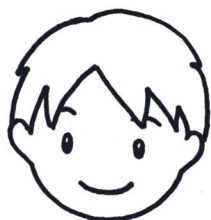
小学校等は子どもが在籍している期間は「就学支援シート」を保管します。

保管にあたっては、個人情報の保護・管理を徹底します。

～楽しい学校生活のために～ 就学支援シート

1 成長・発達の様子と支援方法 (◎得意・いつでもできる、○普通・時々できる、△苦手)

	保育所(園)・幼稚園	保護者	関係機関
健康・身体面 ○健康上の配慮点 ○身体上の配慮点 ○体全体の動き ○手や指の動き ○動作の模倣 など	()スキップをする ()片足で5～10秒間立つ ()紙飛行機を折る	()はずむボールをつかむ ()お遊戯ができる ()四角形をまねて書く	()粗大運動 ()巧緻性
	身体のことので伝えたいこと		
人とのかかわり ○人とのかかわり ○集団への参加 ○ことばの理解	() 集団生活になじみ楽しく過ごす () 友だちと順番にものを使う () ジャンケンの勝ち負けが分かる () しりとりを理解してつなげる () 簡単な文章を聞いて復唱する 《例：昨日お母さんと買物に行きました》		()ことばの理解 ()ことばの表出 ()ことばのキャッチボール
	よいところ、伸びたところ、 得意なことなど楽しい学校 生活を送るためのヒント		
日常生活 ○身支度、食事、 トイレ ○好きなこと 好きな場面 ○苦手なこと 苦手な場面 ○遊びや活動 など	()一人で着替える ()砂場で二人以上で協力して一つの山を作る ()アニメやゲームについて話す ()信号に従って道路を渡る	()大便を一人でする	聴覚 視覚 触覚 味覚 嗅覚 行動の制限 その他
	好きなこと、配慮が必要なこと など安心な学校生活のために 伝えたいこと		



すべての欄に記入する必要はありません。
ここだけはというポイントがあれば教えてください。



お子さんの名前

	保育所(園)・幼稚園	保護者	関係機関
興味関心・行動 ○行動の特徴 ○興味や関心 など	<input type="checkbox"/> おもちゃが欲しくても我慢する <input type="checkbox"/> 約束やルールを守り遊ぶ <input type="checkbox"/> ひらがなで書かれた自分の名前を読む <input type="checkbox"/> 言われた数字を書く <input type="checkbox"/> 自分の誕生日を言う <input type="checkbox"/> 絵本を読んでもらい、その内容が分かる		こだわり <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 集中 <input type="checkbox"/> 落ち着き <input type="checkbox"/> 視覚的記憶 <input type="checkbox"/> 聴覚的記憶 <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 書く <input type="checkbox"/> 数概念
	行動について伝えたいこと		
指導上の配慮 ○教材教具 ○環境や働きかけの工夫 ○支援のコツ など	ことばがけや教材教具の工夫、 具体的な手立て等、意欲的に 学習に取り組むためのヒント		利用状況 月()回

2 保護者の願い

こんな学校生活を送って欲しい、ここが伸びて欲しいなど
学校に伝えたい保護者の願い

3 医療面で伝えたいこと

第4章 各種相談先

発達障害者支援センター

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）、LD（学習障害）など）のある方やその家族、その方々と関わりのある支援機関・団体等の支援を行っています。

名称	電話	住所	備考
徳島県発達障害者支援センター	088-642-4000	徳島市国府町中360-1	

県障害福祉課・保健福祉局・総合県民局

障害福祉サービス、障害福祉制度等についてのいろいろな相談に応じています。

名称	電話	住所	備考
徳島県保健福祉部障害福祉課	088-621-2238(代)	徳島市万代町1-1	
徳島県東部保健福祉局（徳島庁舎）	088-626-8715	徳島市新蔵町1-67	地域支援担当
徳島県南部総合県民局（美波庁舎）	0884-74-7343	美波町奥河内字并財天17-1	〃
徳島県西部総合県民局（三好庁舎）	0883-76-0414	三好市池田町マチ2415	〃

児童相談所

児童に関するあらゆる問題について、専門の職員が相談に応じ、必要な指導を行っています。

また、心身障害児については、適切な措置を図るために、医師や児童心理司等が、医学的・心理学的診断や相談を行うとともに、児童福祉施設の利用相談などを行います。

名称	電話	住所	備考
中央児童相談所	088-622-2205	徳島市昭和町5-5-1	
南部児童相談所（南部総合県民局内）	0884-22-7130	阿南市領家町野神319	
西部児童相談所（西部総合県民局内）	0883-55-3323	美馬市穴吹町穴吹字明連23	

障害者相談支援センター

18歳以上の身体障害者及び知的障害者に対して、医師、判定員、福祉司などが、専門的な相談、判定を行っています。

名称	電話	住所	備考
徳島県障害者相談支援センター	088-631-8711	徳島市南矢三町2-1-59	

精神保健福祉センター

医師等の専門スタッフにより、一般精神保健相談、思春期精神保健相談、精神科デイケア等を行っています。

名称	電話	住所	備考
徳島県精神保健福祉センター	088-625-0610	徳島市新蔵町3-80	

保健所

医師、保健師等により、長期療養児療育相談、障害児療育相談、精神保健福祉相談等を行っています。

名称	電話	住所	備考
徳島保健所	088-602-8904	徳島市新蔵町3-80	
阿南保健所	0884-22-0072	阿南市領家町野神319	
美波保健所	0884-74-7343	美波町奥河内字并財天17-1	
吉野川保健所	0883-24-1114	吉野川市鴨島町鴨島106-2	
美馬保健所	0883-52-1017	美馬市穴吹町穴吹字明連23	
三好保健所	0883-72-1122	三好市池田町マチ2542-4	

市町村

(障) …障害福祉担当 日常生活、障害福祉サービス、障害福祉制度等についてのいろいろな相談に応じています。
 (母) …母子保健担当 乳幼児健診、母子保健サービス、保健指導や育児相談等いろいろな相談に応じています。

名称	電話	住所	備考
徳島市 (障) 障害福祉課 (母) 保健センター	088-621-5177 088-656-0532	徳島市幸町2-5 徳島市沖浜東2丁目16	
鳴門市 (障) 高齢障害福祉課 (母) 健康企画室	088-684-1145 088-684-1137	鳴門市撫養町南浜字東浜170 〃	
小松島市 (障) 介護福祉課 (母) 保健センター	0885-32-2279 0885-32-3551	小松島市横須町1-1 小松島市小松島町新港9-10	
阿南市 (障) 福祉課 (母) 保健センター	0884-22-1592 0884-22-1590	阿南市富岡町トノ町12-3 阿南市富岡町北通33-1	
吉野川市 (障) 福祉総務課 (母) 健康推進課	0883-25-6613 0883-25-6615	吉野川市川島町桑村2421-1 〃	
阿波市 (障) 障害福祉課 (母) 健康推進課	0883-36-6812 0883-36-6815	阿波市市場町市場字上野段385-1 〃	
美馬市 (障) 児童・障害福祉課 (母) 健康課	0883-52-5606 0883-52-8160	美馬市脇町大字脇町1303-3 美馬市穴吹町穴吹字九反地9-2	
三好市 (障) 長寿・障害福祉課 (母) 保健医務課(保健センター)	0883-72-7610 0883-72-6767	三好市池田町シンマチ1500-2 三好市池田町シンマチ1476-1	
勝浦町 (障、母) 福祉課	0885-42-1502	勝浦町大字久国字久保田3	
上勝町 (障、母) 住民課	0885-46-0111	上勝町大字福原字下横峯3-1	
佐那河内村 (障) 住民福祉課 (母) 健康福祉課	088-679-2114 〃	佐那河内村下字中辺71-1 〃	
石井町 (障) 福祉生活課 (母) 保健センター	088-674-1116 088-674-0001	石井町高川原字高川原121-1 石井町石井字石井380-11	
神山町 (障、母) 健康福祉課	088-676-1114	神山町神領字本野間100	
那賀町 (障) 健康福祉課 (母) 保健センター	0884-62-1141 0884-62-3892	那賀町延野字王子原31-1 那賀町大久保字大西3-2	
牟岐町 (障) 住民福祉課 (母) 〃	0884-72-3416 0884-72-3417	牟岐町大字中村字本村7-4 〃	
美波町 (障) 住民福祉課 (母) 住民室	0884-77-3614 0884-78-1114	美波町奥河内字本村18-1 美波町奥河内字西字50-1	
海陽町 (障) 保健福祉課 (母) 保健衛生課	0884-73-4313 0884-73-4154	海陽町奥浦字新野44 海陽町大里字上中州128	
松茂町 (障) 町民福祉課 (母) 保健相談センター	088-699-8712 088-683-4533	松茂町広島字東裏30 松茂町広島字三番越2-2	
北島町 (障) 民生児童課 (母) 保健相談センター	088-698-9802 088-698-8909	北島町中村字上地23-1 北島町新喜来字南古田88-1	
藍住町 (障) 福祉課 (母) 保健センター	088-637-3114 088-692-8658	藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町奥野字矢上前32-1	
板野町 (障) 福祉保健課 (母) 福祉保健課(町民センター)	088-672-5986 088-672-6122	板野町吹田字町南22-2 板野町大寺字龜山西169-5	
上板町 (障、母) 福祉保健課	088-694-6810	上板町七條字経塚42	
つるぎ町 (障) 福祉課 (母) 貞光保健センター	0883-62-3116 0883-62-3313	つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町貞光字中須賀68-1	
東みよし町 (障) 福祉課 (母) 健康づくり課	0883-82-6306 0883-82-6323	東みよし町加茂3360 〃	

総合教育センター

不登校や引きこもりなどの相談やLD、AD/HD、高機能自閉症等を含めた障害のある子どもについての相談などに応じます。

名称	電話	住所	備考
徳島県立総合教育センター	088-672-5200	板野町犬伏字東谷1-7	

特別支援学校

地域における特別支援教育の中核として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の教育的支援に関する相談に応じています。

また、特別支援教育に関する研修会の開催や情報提供なども行っています。

名称	電話	住所	備考
盲学校	088-622-6255	徳島市南二軒屋町2-4-55	
聾学校	088-652-8594	徳島市中徳島町2-104	
板野養護学校	088-672-3456	板野町大寺字大向北1-2	
国府養護学校	088-642-4055	徳島市国府町矢野字松木348	
国府養護学校池田分校	0883-72-5281	三好市池田町州津井関1103-3	
鳴島養護学校	0883-24-6670	吉野川市鳴島町敷地1392-2	
ひのみね養護学校	0885-32-7847	小松島市中田町新開4-1	
阿南養護学校	0884-22-2010	阿南市上大野町大山田52	
阿南養護学校ひわさ分校	0884-77-2181	美波町北河内字本村360	
鳴門教育大学附属特別支援学校	088-653-0151	徳島市上吉野町2-1	

市町村教育委員会

名称	電話	住所	備考
徳島市教育委員会	088-621-5412	徳島市幸町2丁目5番地	
鳴門市教育委員会	088-686-8802	鳴門市撫養町大桑島字辻岩浜8-2	
小松島市教育委員会	0885-32-3811	小松島市横須町2-14	
阿南市教育委員会	0884-22-3390	阿南市富岡町トノ町12-3	
吉野川市教育委員会	0883-42-4114	吉野川市山川町翁喜台117	
阿波市教育委員会	088-696-3967	阿波市吉野町西条字大西60-1	
美馬市教育委員会	0883-63-3180	美馬市美馬町字天神121	
三好市教育委員会	0883-72-3555	三好市池田町サラダ1737-1	
勝浦町教育委員会	0885-42-2515	勝浦町大字久国字久保田2-1	
上勝町教育委員会	0885-45-0111	上勝町大字正木字平間110-1	
佐那河内村教育委員会	088-679-2817	佐那河内村下字中辺71-1	
石井町教育委員会	088-674-7505	石井町高川原字高川原121-1	
神山町教育委員会	088-676-1522	神山町神領字本野間100	
那賀町教育委員会	0884-62-1106	那賀町和食郷字南川104-1	
牟岐町教育委員会	0884-72-0107	牟岐町大字川長字新光寺82	
美波町教育委員会	0884-77-3620	美波町奥河内字本村18-1	
海陽町教育委員会	0884-73-1246	海陽町四方原字杉谷73	
松茂町教育委員会	088-699-8719	松茂町広島字東裏30	
北島町教育委員会	088-698-9812	北島町中村字上地23-1	
藍住町教育委員会	088-637-3128	藍住町奥野字矢上前52-1	
板野町教育委員会	088-672-0136	板野町大寺字亀山西190	
上板町教育委員会	088-694-6814	上板町七條字経塚42	
つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	つるぎ町貞光字宮下61	
東みよし町教育委員会	0883-79-3630	東みよし町昼間3697-1	

大学

県内の各大学では地域に開かれた相談の場が設けられています。詳細は、各大学のホームページでご確認下さい。

名称	電話	住所	備考(対象障害)
徳島大学大学院人間・自然環境研究科 臨床心理相談室	088-656-9849	徳島市南常三島町1-1	言・LD・ADHD・自
鳴門教育大学 心理健康研修教育センター 心理・教育相談室 特別支援教育専攻	088-687-6622 088-687-6311 (教育関係者のみ相談可)	鳴門市鳴門町高島字中島748 鳴門市鳴門町高島字中島748	言・LD・ADHD・自 言・LD・ADHD・自
徳島文理大学 臨床心理相談室	088-622-0072	徳島市山城町西浜傍示180	言・LD・ADHD・自
四国大学 生活科学部児童学科 特別支援教育研究室	088-665-1300 (内線2716)	徳島市応神町古川字戎子野23-1	言・LD・ADHD・自

※ 言：言語障害、自：自閉症、LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害

指定障害者相談支援事業者 ※障害児を対象としている事業所を掲載

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

名称	電話	住所	備考(事業実施地域)
健祥苑生活支援センター	088-641-5187	徳島市応神町古川字北26-1	徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・佐那河内村・石井町・板野郡
障害者生活支援センター眉山園	088-633-3331	徳島市南庄町5-77-2	徳島市
ホームヘルプサービス花・花	088-636-3832	徳島市方上町鶴島24-4	徳島市・小松島市・阿南市(羽ノ浦町・那賀川町)
ホームケアべんり堂支援センター	088-634-1801	徳島市北田宮3-2-2	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・佐那河内村・名西郡・板野郡
地域活動支援センターオリーブの木 アンドーラ	088-685-5524 088-697-2121	鳴門市撫養町大桑島字北の浜53 鳴門市大麻町東馬詰字諏訪の元70-1	鳴門市・板野郡 県内全域
徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね療護園	0885-32-0903	小松島市中田町字新開4-1	小松島市・阿南市・那賀町
知的障害児通園施設小松島療育センター	0885-32-6084	小松島市横須町11-7	徳島市・小松島市・阿南市・勝浦町・那賀町・海部郡
千歳苑指定居宅介護支援事業所 みやま園	0885-33-2040 0885-37-0771	小松島市小松島町字元根井54-1 小松島市立江町字黒岩1-8	小松島市・阿南市 小松島市・阿南市
シーズ相談支援事業部	0884-24-3366	阿南市上中町南島15-1	小松島市・阿南市・勝浦郡・那賀町
小松島・那賀・阿南障害者相談支援センター 「こなん」	0884-42-0999	阿南市那賀川町大字刈屋25	小松島市・阿南市・那賀町
相談支援事業所 西室苑	0884-22-1810	阿南市長生町間谷32	阿南市
相談支援事業 淡島学園	0884-22-0379	阿南市西路見町姥6-7	小松島市・阿南市・那賀町
地域活動支援センターあなんミント作業所	0884-23-2204	阿南市横見町願能地東71-2	阿南市
地域活動支援センターあなん若草共同作業所	0884-23-0904	阿南市富岡町今福寺40-17	阿南市
知的障害者更生施設 野菊の里	0883-24-6168	吉野川市鴨島町敷地字井堰1463-1	吉野川市・阿波市
中央広域障害者生活支援センターはくちょう	0883-36-7070	阿波市市場町香美字渡10-1	吉野川市・阿波市
障害者支援センター小星園	0883-52-0262	美馬市脇町字小星748-1	美馬市・つるぎ町
障害者(児)支援センター檜ヶ丘 ルキーナ・うだつ	0883-52-2584 0883-53-2411	美馬市脇町字拜原2853-1 美馬市脇町字小星631-1	美馬市・つるぎ町 美馬市・つるぎ町
障害者生活支援センターはくあい	0883-72-2251	三好市池田町州津井関1104-11	三好市・東みよし町
三好市障害者相談支援事業所	0883-78-3140	三好市井川町辻100-2	三好市(池田町・井川町・三野町)
三好市西部障害者相談支援事業所	0883-87-2088	三好市西祖谷山村一宇343-4	三好市(山城町・東祖谷山村・西祖谷山村)
名西地区在宅障害者生活支援センター	088-674-7282	石井町石井字城の内563	名西郡
れもん生活支援センター	088-674-1333	石井町石井字白鳥73-1	県内全域(名西郡)

名称	電話	住所	備考(事業実施地域)
海部郡障害者相談支援センター「おおぞら」	0884-77-1494	美波町北河内字本村344-1	海部郡
知的障害児通園施設 ねむの木療育園	088-699-2200	松茂町広島字鞆ノ先23-1	徳島市・鳴門市・吉野川市(鴨島町・川島町)・阿波市・石井町・板野郡
愛育会地域生活総合支援センター	088-699-2381	松茂町満穂字満穂開拓50-2	徳島市・鳴門市・板野郡
徳島北障害者支援センター	088-698-1705	北島町中村字東堤ノ内29-3	徳島市・鳴門市・阿波市・板野郡
ヘルパーステーションあい	088-692-8589	藍住町奥野字矢上前155-2	徳島市・鳴門市・板野郡
マザーグースの家指定相談支援事業所	088-672-3595	板野町川端字落合34-1	徳島市・鳴門市・吉野川市・阿波市・石井町・板野郡
あおばの郷	088-694-5777	上板町神宅字西金屋36-1	徳島市・鳴門市・吉野川市・阿波市・石井町・板野郡
(福)上板町社会福祉協議会	088-694-6155	上板町西分字橋西1-1-1	上板町
博愛ヴィレッジ	0883-82-2871	東みよし町西庄字浪内49-1	三好市・東みよし町

病院

医療機関では、診察・診断・診断書の作成などができます。病院によっては、療育や言葉の訓練・SST(ソーシャルスキルトレーニング)等を実施している所もあります。詳しい内容については、徳島県発達障害者支援センターのホームページでご確認下さい。

名称	電話	住所	備考
県立中央病院 精神神経科	088-631-7151(代)	徳島市蔵本町1-10-3	
徳島大学病院 小児科	088-633-7132	徳島市蔵本町2-50-1	
神経内科	088-633-7207	〃	
精神科	088-633-7128	〃	
神経科	〃	〃	
心身症科	〃	〃	
健生小児科クリニック	088-625-7773	徳島市助任本町5-4-2	
田山チャイルドクリニック	088-633-2055	徳島市北矢三町3-3-41	
天満病院こどもリハビリテーション部	088-632-1520	徳島市名東町1-91	
徳島市民病院 小児科	088-622-5121(代)	徳島市北常三島2-34	
藤岡クリニック	088-622-0012	徳島市昭和町8-66	
宮内クリニック	088-633-5535	徳島市名東町2-660-1	
麻植協同病院	0883-24-2101	吉野川市鴨島町鴨島252	
鴨島病院	0883-24-6565	吉野川市鴨島町内原432	
徳島赤十字病院 小児科	0885-32-2555	小松島市小松島町字井利ノ口103	
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	0885-32-0903	小松島市中田町字新開4-1	
ふじの小児科クリニック	0885-37-0250	小松島市坂野町字平田18-4	
阿南共栄病院 小児科発達外来	0884-44-3131	阿南市羽ノ浦町中庄	
富士医院	0884-36-2024	阿南市新野町西馬場3-3	

知的障害児通園施設

子ども達の日々の通園を通して、集団内で生活や遊びを中心とした療育を行い、子どもの成長発達を促進します。

名称	電話	住所	備考
小松島療育センター	0885-32-6084	小松島市横須町11-7	
池田療育センター	0883-72-5223	三好市池田町洲津井関1104-11	
ねむの木療育園	088-699-2200	松茂町広島字鞆ノ先23-1	

障害児等療育支援事業実施施設

身近な地域において、訪問や外来による療育指導、関係機関等に対する指導や支援を行います。

名称	電話	住所	備考
発達支援センター とくしま	088-655-3720	徳島市末広5-1-64	
小松島療育センター	0885-32-6084	小松島市横須町11-7	
徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね療育園	0885-32-0903	小松島市中田町新開4-1	
シース	0884-24-3366	阿南市上中町南島15-1	
野菊の里	0883-24-6168	吉野川市鴨島町敷地字井堰1463-1	
櫻ヶ丘育成園	0883-52-2584	美馬市脇町拝原2853-1	
池田療育センター	0883-72-5223	三好市池田洲津井関1104-11	
れもん	088-674-1333	石井町石井字白鳥73-1	
障害者地域生活自立支援センター 「ばんそうS&S」児童部	0884-77-0434	美波町北河内本村344-1	
ねむの木療育園	088-699-2200	松茂町広島鉄の先23-1	
マザーグースの家	088-672-3595	板野町川端字落合34-1	
あおばの郷	088-694-5777	上板町神宅字西金屋36-1	

児童デイサービス事業所

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

名称	電話	住所	備考
(医) 啓仁会 ピノキオの家	088-622-0012	徳島市昭和町8-66	
あおばの杜	088-668-1212	徳島市上八万町広田374	
自立支援センター あぶろーち	088-632-4322	徳島市南島田町3-39	
ジュニアクラブ	088-632-6852	徳島市名東町1-91	
てんま発達支援センター	088-632-6826	徳島市名東町1-94-1	
発達支援センター きりん	088-625-7893	徳島市新南福島1-6-3	
発達支援センター とくしま	088-655-3720	徳島市末広5-1-64	
児童デイサービス きりん	088-686-1011	鳴門市撫養町小桑島字西65	
児童デイサービス事業所 ぶう	088-686-5706	鳴門市撫養町立岩字七枚221	
自然派フリースクール～ステ～	090-8284-0954	小松島市立江町字北城13	
児童デイサービス びざん	0884-22-6374	阿南市下大野町松ノ本5-6	
発達支援センター よしのがわ	0883-42-6228	吉野川市山川町堤外3-12	
児童デイサービス ゆずっこ	0883-26-0884	吉野川市鴨島町西麻植字大東130-6	
(医) 啓仁会 リトルエンゼル	088-697-2221	北島町中村字東堤ノ内19-1	

団体・親の会

同じような悩みや困難を抱える方々が協力し、支えあう自助グループです。活動内容については、各会にお問い合わせください。

名称	電話	住所(事務局)	備考
徳島県自閉症協会	088-622-2205	徳島市昭和町5-5-1中央児童相談所内	代表者 橋本 弘房 他連絡先 088-643-1147(堀内)
徳島県自閉症協会高機能部会(オティの会)	088-622-2205	徳島市昭和町5-5-1中央児童相談所内	他連絡先 auti@auti.ivory.ne.jp
発達障害児(者)と親の会あおぞら	090-5140-4656	—	代表者 大島 善江 他連絡先 aozora.ld@gmail.com
徳島発達障害ケアマネジメント協会	088-632-4455	徳島市南島田町3丁目39	代表者 庄垣内 善恵
特別な支援を必要とする子どもたちと 学ぶ親の会ばれっと	090-7621-0368	—	代表者 丸山 かおり

発達障害早期介入・支援ハンドブック

平成21年2月

発行年月日 平成21年2月27日

調査・編集 発達障害支援プロジェクトチーム

橋本 俊顕 (徳島赤十字ひのみね総合療育センター)
井上 とも子 (鳴門教育大学大学院特別支援教育専攻)
津田 芳見 ()
高原 光恵 ()
外磯 やよひ (穴喰小学校)
赤壁 省吾 (天満病院)
清原 大輔 (徳島県保健福祉部障害福祉課)
西谷 範子 (徳島県保健福祉部健康増進課)
岡島 理恵 ()
多田 優子 (徳島県教育委員会特別支援教育課)
藤井 加代子 (徳島県発達障害者支援センター)
江口 久美子 (徳島県中央児童相談所)
酒井 美千代 (徳島県立総合教育センター特別支援・相談課)
早川 貴久子 ()

発行 鳴門教育大学大学院特別支援教育専攻

問い合わせ 徳島県発達障害者支援センター

電話：088-642-4000 ファクシミリ：088-642-4041

E-mail：hattatsu@mail.pref.tokushima.lg.jp

URL：http://our.pref.tokushima.jp/hattatsu/index.php

徳島県保健福祉部障害福祉課

電話：088-621-2248 ファクシミリ：088-621-2241

